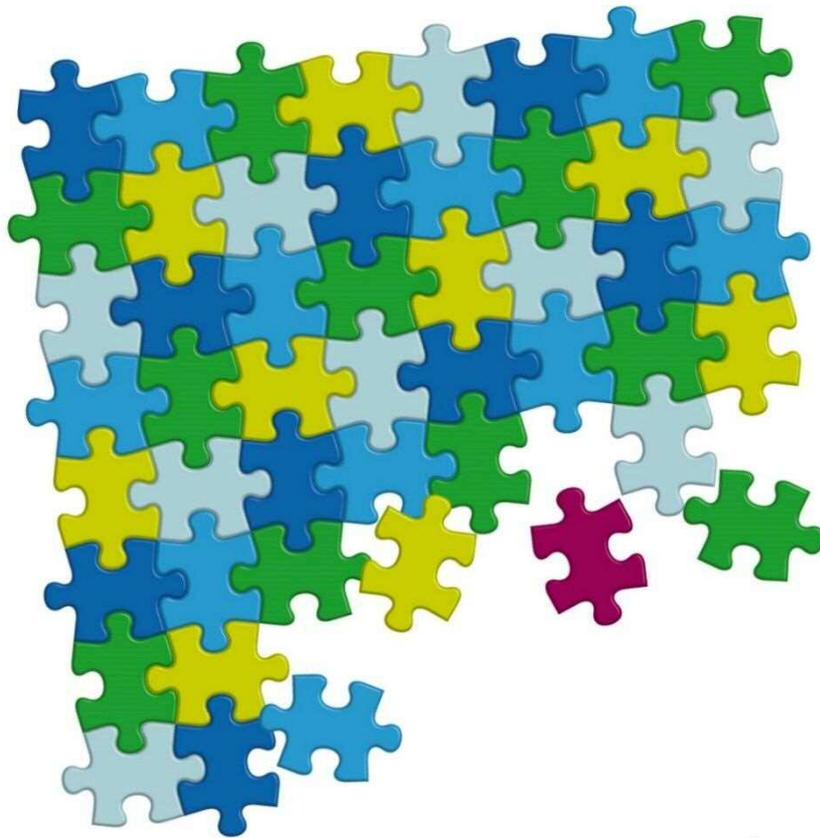


歯科医療、歯科保健にかかわる人のための

# 子どもの虐待対応マニュアル

## 追 補 版

～体だけじゃない！お口の中にも子どもの SOS は見えてくる～



歯科健診で、歯科診療所で、このような口のお子さんに出会いました。  
未来を担う子どものために、あなたならどう行動しますか？



本マニュアル P.2、9

CHECK!



### デンタルネグレクトとは・・・

医療ネグレクトの一種である「デンタルネグレクト」は、保護者による適切な歯と口腔の健康管理がなされておらず、子どもの健全な成長に必要な歯科受診・治療が、意図的あるいは怠慢により行われないうことにより、多数歯にわたるむし歯や重度の歯肉炎の放置などがある状態をいいます。

「デンタルネグレクト」の背景には、保護者の育児疲れや不安、経済的困窮、無関心、歯と口腔の健康観の欠如などが挙げられます。

### ●このマークについて

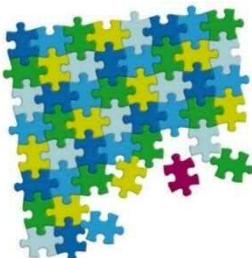


各マニュアルの参照ページを示しています。

**本マニュアル** … 平成 24(2012)年 3 月に発行した最初のマニュアル

**追補版** … 本書

### ●表紙のイラストについて



ジグソーパズルは、個々のピースに同形のものはなく他のところにはめ込むことはできません。無理をしてもバラバラになってしまいます。

人間関係（親子、家族、地域との関係等）においても、社会という枠の中で密接に関連し成り立っており、互いの関係や絆が崩れ不調和になると、虐待のおこる可能性が高くなります。

私たち医療人には、家庭などにおける機能不全の兆候をとらえて、その修復に寄与し、虐待の予防や早期発見に努める義務があります。

なお、一つだけある赤いピースは、“仲間はずれ”をイメージしています。

## 子育て支援に関わる全ての皆様へ

愛知県保健医療局 局長 吉田 宏

児童虐待に関する相談対応件数が増加の一途をたどる中、歯科健診や歯科診療所で気づいた虐待のサインを適切な支援につなぎ、児童虐待防止のさらなる推進を図っていくため、平成 24(2012)年に策定した「歯科医療、歯科保健にかかわる人のための子どもの虐待対応マニュアル」について、歯科医療関係者と子育て支援関係者との連携強化など、対応を補強するための追補版を発行いたしました。

子どもの口の中は、その子どもが過ごしてきた生活の「履歴書」に例えられます。多数・重症のむし歯や重度の歯肉炎は、日頃から口腔衛生の不適切さを続けてきた結果の場合が多く、その子どもにとっての不利益、かつ健康格差が生じている状態を示すものと考えられます。これらの背景には、ネグレクトなどの親の養育の不適切さが隠れているケースがあることも指摘されています。また、歯・口腔の問題を入り口として、身体的虐待や緊急性の高い虐待が発見されることもあるかもしれません。

虐待が起きるのは、親だけの責任ではありません。むしろ、困難を抱えている親に周囲の支援が届いていないことが原因であると認識し、地域の責任として、親子への支援体制を整えることが必要です。

そこで、本書を活用していただき、歯科医師や歯科衛生士をはじめ、地域の子育て支援関係者の皆様には、それぞれの役割の中で歯・口腔から発信する子どもの SOS を見逃さず、虐待を未然に防ぐための子育て支援の充実に努めていただくことを期待しております。

## 「子どもの虐待対応マニュアル追補版」発刊によせて

一般社団法人愛知県歯科医師会 会長 内堀 典保

愛知県歯科医師会では、平成 24(2012)年に愛知県からの委託事業として、「歯科医療、歯科保健にかかわる人のための子どもの虐待対応マニュアル」を編集させていただき、子どもへの虐待予防・防止の一助になるよう取り組んでまいりました。

その結果、子どもの虐待やデンタルネグレクトは周知されたものの、実際に他の機関への情報提供等まで至る事例は多くありません。その理由は、虐待の判断が重荷であったり、その後の患者とのトラブルを避けたいという気持ちがあるのではないかと思います。

「歯」は、豊かで質の高い生活を送るために欠かせないだけでなく、全身の健康にも大きな影響を及ぼすことがわかっており、愛知県歯科医師会でも歯とお口の健康を守るための様々な取り組みを行なっています。

子どものう蝕罹患率は激減していますが、学校歯科健診の場で多数の進行したう蝕や、重度の歯肉炎を見かけることで「虐待」を疑い、学校側へ報告することがあります。虐待されている子どもを見つけるというのではなく、口腔内環境が悪い子どもの情報を共有し、早期から支援をする体制をつくるのが、この問題への対応につながっていくと考えております。愛知県歯科医師会では、今後も引き続きこの問題に取り組んでまいります。

最後になりましたが、今回貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

## はじめに

「歯科医療、歯科保健にかかわる人のための子どもの虐待対応マニュアル」（以下、マニュアルという。）の策定から 8 年が経過し、本県の児童虐待相談件数は、過去最多を毎年更新しています。その間、児童虐待の実態は、主な虐待者で「実父」が増加しているほか、「心理的虐待」にかかる相談対応件数の増加、警察等からの通告の増加など、経時的な変化がみられています。

増え続ける児童虐待の防止を図るため、関連法令等は毎年のように改正され、対策が強化されています。

本県においても、平成 26(2014)年に「愛知県子どもを虐待から守る条例」を施行し、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに係る施策を総合的かつ計画的に推進しています。その条文には、医療関係職種の例示に「歯科医師」「歯科衛生士」が記載されており、虐待の早期発見、虐待の予防を担う責務が明確となりました。

また、平成 29(2017)年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が一部改正され、医療関係職種の例示に「歯科医師」が追加されました。

社会背景の変化では、子どもの貧困問題が上げられます。

平成 29(2017)年に実施された「愛知子ども調査報告書」によると、保護者の所得、就労状況、学歴によって、歯みがきの実施状況やむし歯がない子どもの割合に差がみられています。保護者に経済的・時間的・精神的な余裕がないことで、子どもの歯・口腔の健康に関心が持てず、家庭での基本的な生活習慣の確立や口腔衛生の保持ができない、必要な歯科治療にも行けない・行かないなど、不適切な口腔衛生の状況に至っているものと推察できます。このような経済的要素がネグレクトにつながってしまうケースも少なくないと考えられます。子どもの貧困と歯・口腔の健康についても、社会全体の課題として共有し、支援策を模索していく必要があります。

そこで、これらの課題に対応していくため、統計や関係法令、地域の窓口などの時点修正に加え、地域の連携体制、保健分野の実態把握に関するトピックスを記載した『追補版』を作成しました。さらに、マニュアルと『追補版』の概要をまとめた『普及版』を、医療機関のほか、市町村の保健センター・子育て世代包括支援センター・要保護児童対策地域協議会事務局、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校などへ配布しております。

歯科医師・歯科衛生士をはじめ、子育て支援関係者の皆様には、子どもの安全と最善の利益を最優先に、これまで以上にそれぞれの役割を認識していただき、地域の関係者と連携し、小さな虐待の芽から予防につなげていくため、マニュアルと併せて『追補版』をご活用ください。

# 目次

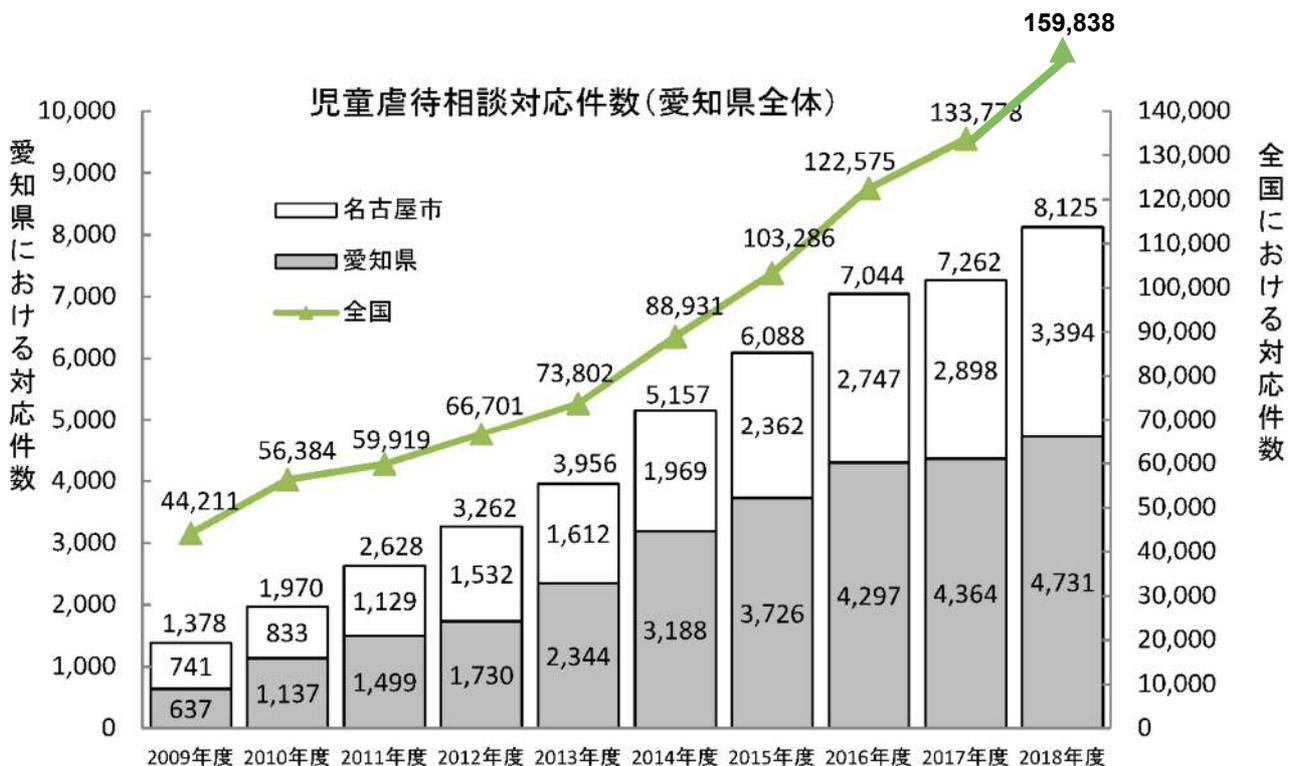
<b>第1章 子ども虐待の実態</b> .....	1
1. 虐待相談件数の推移 .....	1
2. 主な虐待者 .....	1
3. 被虐待児童の状況 .....	2
4. 虐待の内容 .....	2
5. 虐待通報の経路 .....	3
<b>第2章 歯科医師・歯科衛生士の役割</b> .....	4
1. 法律・条例における医療関係職種としての役割 .....	4
2. 気になる親子・虐待を疑ったときの対応 .....	5
かかりつけ歯科医による対応チャート .....	6
参考1 日常診療(チェアサイド)における観察と対応および支援 .....	8
参考2 診療所と病院・保健機関の連携による対応策・支援策 .....	9
トピックス 子ども虐待への対応に関する現状と課題 .....	11
<b>第3章 子育て支援関係者の役割</b> .....	12
1. 市町村保健センターの役割 .....	12
2. 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校等の役割 .....	12
トピックス 子どもの歯と口の実態把握から .....	13
<b>資料編</b> .....	14
1. 年齢別身長・体重の平均値 .....	14
2. 地域の窓口 .....	15
市町村の保健センター／子育て世代包括支援センター .....	15
市町村の要保護児童対策地域協議会（要対協）事務局 .....	16
県の保健所 .....	19
県の児童相談センター／名古屋市の児童相談所 .....	20
児童虐待防止医療ネットワーク事業における連携医療機関 .....	21
同 連携ツール（様式） .....	22
3. 関係法令・条例（抜粋） .....	24
4. 参考文献・関連ホームページ等 .....	29
5. 構成員名簿 .....	30

# 1章 子ども虐待の実態

## 1. 虐待相談件数の推移

愛知県内の児童相談所が、平成 30(2018)年度中に児童虐待相談として対応した件数は 8,125 件で、この 10 年で約 7 倍に増加し、9 年続けて過去最多の件数を更新しています。

なお、全国 210 か所の児童相談所においても、この 10 年で 3.6 倍に増加しており、これまでで最多の件数となっています。

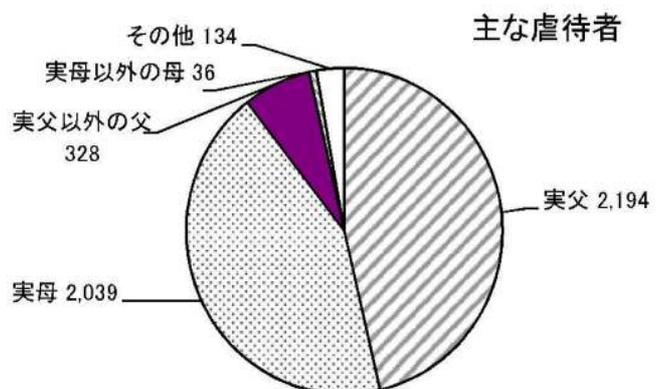


(平成 30(2018)年度愛知県福祉局児童家庭課調べ)

## 2. 主な虐待者

主な虐待者の比率では、児童の実父が 46.4%、実母が 43.1%、実父以外の父が 6.9%の順になっています。

実父母は、全体の 9 割近くを占めています。



(平成 30(2018)年度愛知県福祉局児童家庭課調べ、名古屋市を除く)

### 3. 被虐待児童の状況

被虐待児童の年齢層別では、小学生が最も多く（32.3%）、以下、3歳以上就学前（25.1%）、3歳未満（20.4%）の順になっています。



（平成 30(2018)年度愛知県福祉局児童家庭課調べ、名古屋市を除く）

### 4. 虐待の内容

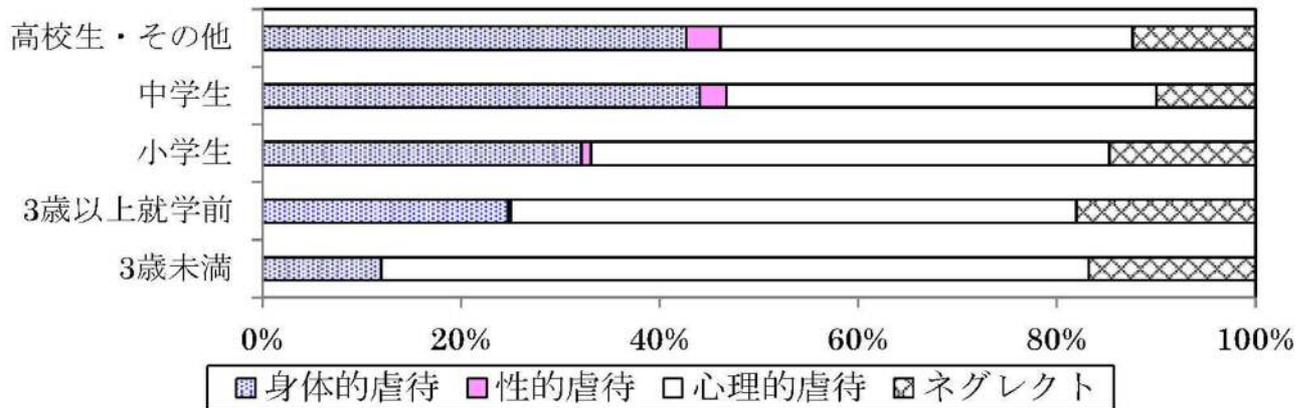
子どもに対する暴言や、DVを子どもに見せることなどにより心理的外傷を与える「心理的虐待」が最も多く（55.2%）、以下、暴行を加える「身体的虐待」（28.7%）、保護者の怠慢や育児放棄などの「ネグレクト」（15.1%）の順となっています。

前年度に引き続き、「心理的虐待」が最も増加しており、虐待相談の半数を超えています。



（平成 30(2018)年度愛知県福祉局児童家庭課調べ、名古屋市を除く）

年齢層別に虐待の内容を見ますと、「3歳未満」から「小学生」までの年齢層で「心理的虐待」が最も多く、「中学生」、「高校生・その他」の年齢層では「身体的虐待」が最も多くなっています。

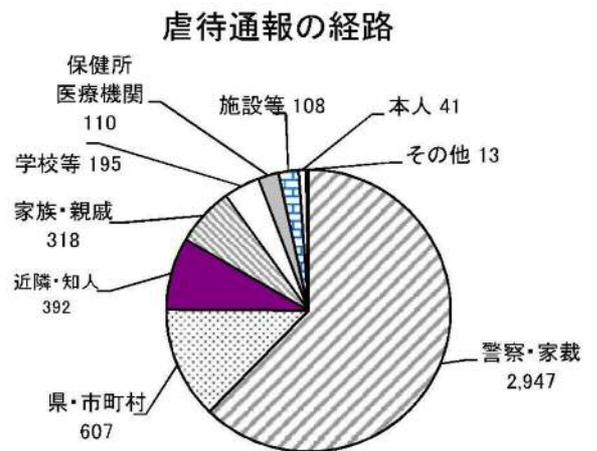


(2018年度愛知県福祉局児童家庭課調べ、名古屋市を除く)

## 5. 虐待通報の経路

「警察・家裁」が最も多く(62.3%)、以下、市町村や児童委員などの「県・市町村」(12.8%)、「近隣・知人」(8.3%)の順となっています。

前年度に引き続き、「警察・家裁」からの通報が増加しています。これはDVを子どもに見せるなどの心理的虐待に関する通報の増加によるものです。



区分	県・市町村		施設等	警察・家裁	保健所 医療機関	学校等	家族・親戚	近隣・知人	本人	その他	合計
	福祉事務所等	その他									
件数	367	240	108	2,947	110	195	318	392	41	13	4,731
割合	7.8%	5.1%	2.3%	62.3%	2.3%	4.1%	6.7%	8.3%	0.9%	0.3%	100.0%

(注) 「県・市町村 福祉事務所等」＝福祉事務所、児童委員  
 「県・市町村 その他」＝保健センター、町村、他児相  
 「施設等」＝児童福祉施設(保育所含む)、指定医療機関(旧国立療養所)及び里親  
 「保健所等」＝保健所及び医療機関

(平成30(2018)年度愛知県福祉局児童家庭課調べ、名古屋市を除く)

資料：平成30(2018)年度児童相談センター相談実績報告

(愛知県福祉局児童家庭課、中央児童・障害者相談センター/令和元(2019)年5月)

## 第2章 歯科医師・歯科衛生士の役割

P.24~28



### 1. 法律・条例における医療関係職種としての役割

平成 29(2017)年改正の「**児童福祉法**」及び「**児童虐待の防止等に関する法律**」において、虐待の早期発見、虐待の予防、情報提供の役割を担う医療関係職種の例示に**歯科医師**が追加されています。

平成 26(2014)年施行の「**愛知県子どもを虐待から守る条例**」において、医療関係職種の例示に、**歯科医師**及び**歯科衛生士**が記載されています。

#### 児童福祉法 (昭和 22(1947)年法律第 164 号)

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、**歯科医師**、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

平成29(2017)年6月21日改正で「歯科医師」追加

#### 児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12(2000)年法律第 82 号)

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、**歯科医師**、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

平成29(2017)年6月21日改正で「歯科医師」追加

#### 愛知県子どもを虐待から守る条例 (平成 26(2014)年 4 月 1 日施行)

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等（学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、**歯科医師**、保健師、助産師、看護師、**歯科衛生士**、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者）は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 医師、**歯科医師**、保健師、助産師、看護師、**歯科衛生士**その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、虐待の予防に努めるものとする。



## 2. 気になる親子・虐待を疑ったときの対応

歯科医師・歯科衛生士に求められる役割は、地域で行われる乳幼児歯科健診や保育所・学校等の歯科健診、さらに日常の診療で出会う親子に対して、①虐待のサインである「不自然さ」を見逃さないこと、②適切な支援につなぐこと、③かかりつけ歯科医として寄り添い見守ることです。

### (1) 歯科健診における対応

口腔衛生の不適切さを見逃さないように努めます。過去の健診結果、必要な治療を受けているか、日頃の様子やフォローアップの状況を担当者に確認し、対応が必要と判断したら、健診票の所見欄に記入します。

**気になる親子**は、担当者に伝え、施設を通じて、多職種・多機関で連携した見守り支援を依頼します。

**虐待が疑われる**場合は、担当者や施設長に対して、施設での見守り支援に加え、市町村の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）事務局に情報提供・相談・通告を行うなど、適切な支援につなぐよう指示します。

### (2) かかりつけ歯科医による対応

日常の診療においては、口腔内の所見だけでなく、診療時や待合室での親子の会話や態度などを観察し、「不自然さ」を見逃さないようにします。さらに、地域の子育て支援機関の一つとして、親子を肯定する言葉かけを行い、定期的な受診を促し、スタッフ全員と情報共有して見守り支援を続けます。診察時の親子の様子（言葉や態度など）について、できる限り、見た、聞いたとおりの事実をカルテに記載します。

**気になる親子**は、市町村の保健センター又は子育て世代包括支援センターへ情報提供・相談を行います。

**虐待が疑われる**場合は、市町村の「要対協」事務局へ情報提供・相談・通告を行う、又は児童相談センター（児童相談所）へ通告を行います。

医療的対応の緊急性が高い場合などは、愛知県児童虐待防止医療ネットワーク事業における「中核的な病院」等と医療連携を行います。詳しくは、P.9~10 をご覧ください。

### 歯科医師・歯科衛生士の役割はこれ！

- 虐待のサインである「不自然さ」を見逃がさない
- 適切な支援につなぐ  
子どもの安全と最善の利益を考え、ためらわない！
- かかりつけ歯科医として寄り添い見守る  
「よく受診してくれたね」など、肯定する言葉かけを！



**医療機関の歯科衛生士**は、ブラッシング指導や予防処置など、親子とより身近に接する機会が多く、ささいな変化に気づきやすい立場にあります。また、母親と同じ女性として、時には子育て経験者として、親子に温かく寄り添いながら、歯科医師への橋渡し役という役割を持っています。少しでも「不自然さ」を感じたら、院長やスタッフに相談し、適切な支援につなげるよう努めてください。

# かかりつけ歯科医による対応チャート

子どもの安全と最善の利益を考え、P.7の対応図を参考に、ためらわず行動しましょう！



〇〇市（区・町・村）で開業している△△歯科医院の院長の◇◇です。  
当院に通院している患者に、気になる親子がいます。  
（虐待が疑われる状態がみられます。）



## 1. 情報提供の場合

当院で気がついたことや不自然に思った様子についてお伝えします。貴施設で、この親子をフォローアップされているのであれば、担当者（保健師など）と情報共有させていただき、一緒に支援していきたいと考えています。



## 2. 相談の場合

かかりつけ歯科医として、このまま様子を見てよいのか、適切な支援機関へつないだ方がよいのか迷っています。どのように対応したらよいか相談したいのですが。



## 3. 通告の場合

××の状態がみられますので、虐待が疑われるのではないかと思います。親子の状況をくわしく調べていただき、適切に対応していただきたいと考えています。

◆通告とは、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、要対協事務局や児童相談所に連絡することです。

- 虐待を裏付ける事実がなく、疑いだけでも通告できる。誤りであったとしても責任を問われることはない。
- 医療機関から情報提供することは、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。
- 一般の住民にも通告義務がある。匿名でも通告できる。
- 児童相談所は、通告から48時間以内に子どもの安全確認を行うことが望ましいとされている。

ご相談ですか？ 通告ですか？ 通告でしたら、もう少しくわしく話をお聞かせください。  
（通告を行った場合、調査への協力を求められることがあります。）

- 子どもの氏名、性別、生年月日、年齢、住所、就学状況、現在の居場所
- 保護者の氏名、年齢、職業、電話番号、家族の状況
- 虐待の内容（いつ、だれが、どんな状態か…アザがある、傷がある、ネグレクトの様子、など）
- 情報源（実際に目撃しているのか、誰かから聞いたのか、など）
- 保護者の了解（どのように説明したか、その時の反応、通告を承諾しているか、など）
- 通告の意図（子どもの保護、調査、相談）



要対協事務局  
児童相談センター

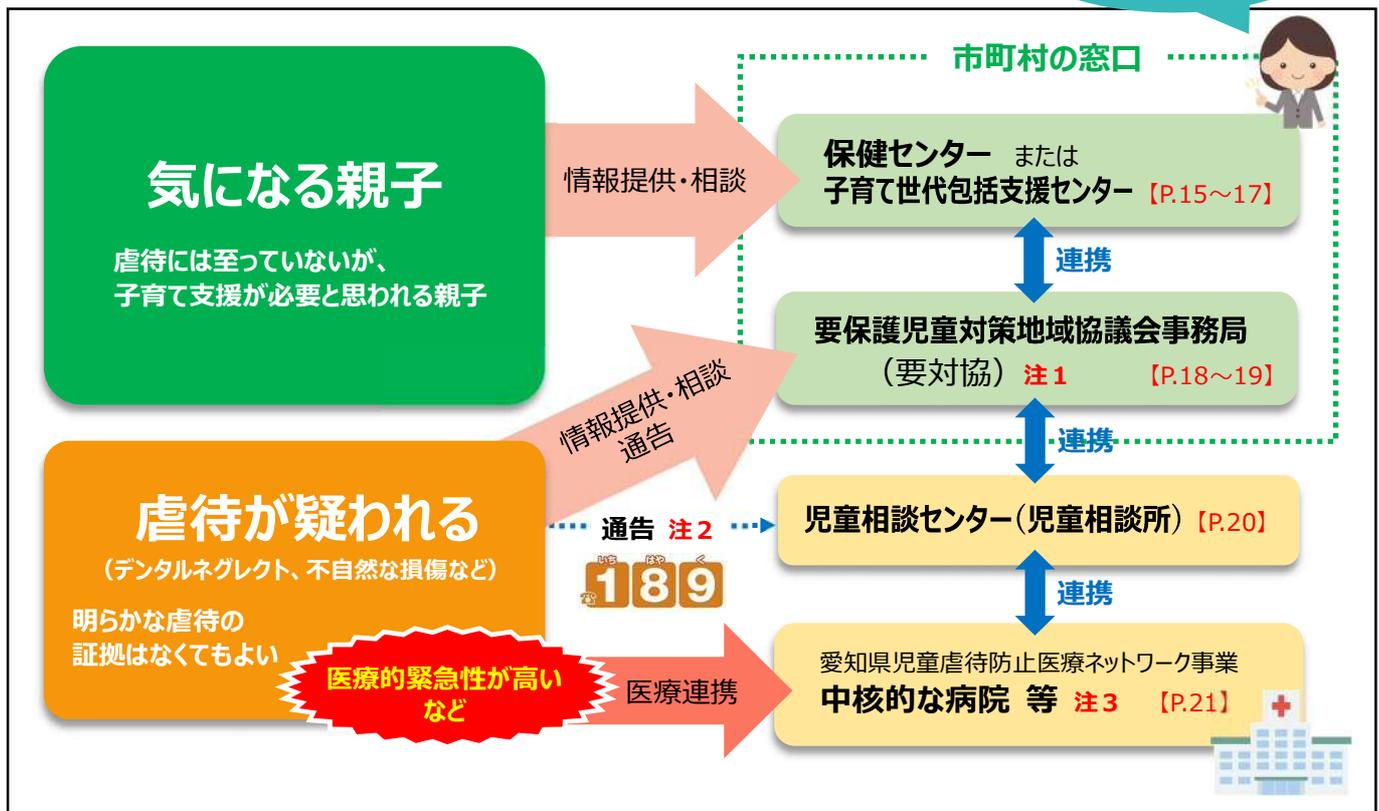


## 4. 医療連携の場合

⇒ 愛知県児童虐待防止医療ネットワーク事業「中核的な病院」等  
××の状態がみられますので、虐待が疑われるのではないかと思います。保護者には□□と説明し、貴院受診の同意を得ています。ご対応いただきたいと考えています。

## ●気になる親子・虐待を疑ったときの対応図

まずは  
市町村の窓口へ！



**注1** 被虐待児をはじめとする要保護児童等への適切な支援を行うために市町村が設置・運営する組織。児童福祉や子育て支援の担当課が事務局を所管する。

**注2** 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」番にかけると、最寄りの児童相談所につながる。(通話無料)

**注3** 院内での組織的対応と関係機関との連携・協力を行う病院。あいち小児保健医療総合センターを拠点病院として、県内に14か所の中核的な病院がある。



### 気になる親子 とは？

本マニュアル P.12～15



虐待には至っていないが、子育て支援が必要と思われる親子です。

ネグレクトのリスク因子（障害、発達・発育の遅れ、ひとり親家庭、経済的困窮など）に留意し、歯科健診や日常の診療で出会う親子の「不自然さ」に気づけるよう努めます。

例) 親・・・育児に疲れている、子育てしにくいと感じている（親から「寝てくれない」「食べてくれない」「歯みがきをさせてもらえない」などの言葉がしばしば出る）、仕上げみがきに過度な強要がみられる  
むし歯ができたことを子どものせいにする、精神的疾患などにより子育てしにくい状態にある  
母子健康手帳に保護者の記入がほとんどない、法定健診や予防接種を受けていない  
子どもに関心がない、挙動がおかしい、症状の説明に矛盾がある、無断キャンセルが多い、など

子・・・体格が標準よりかなり小さい・やせている、季節外れの服装など身なりが不自然  
身体や着衣の衛生が保持できていない、親に対しておびえた様子がみられる、など

「子をひどくしかる、たたく、きつい口調で命令・罵倒する」ような状態は、虐待の範ちゅうとされています。

## 虐待が疑われるとは？

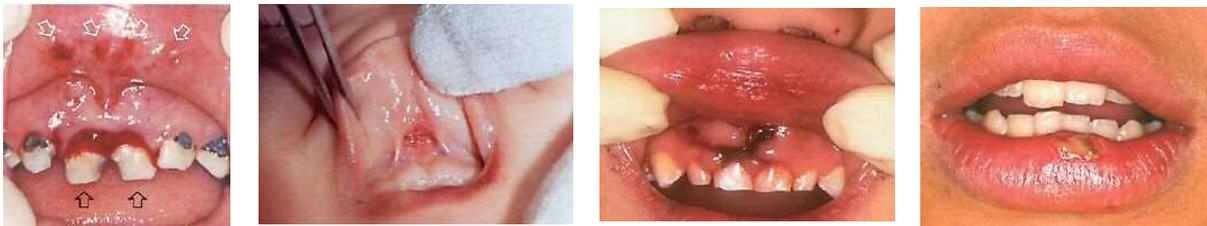
本マニュアル P.18～23



- むし歯の多発、未治療のむし歯の放置（本数に関わらず）、重度の歯肉炎、多量の歯垢付着は、ネグレクト（デンタルネグレクト）が疑われます。



- 口腔内のほか、顎・顔面、頭頸部などの不自然な損傷は、身体的虐待が疑われます。



歯の外傷と口唇粘膜の挫傷    顔面殴打による口腔粘膜の挫傷・裂傷    上顎前歯部の歯肉・上唇小帯の損傷    下口唇の火傷

### 参考 1

資料：「子ども虐待防止対応ガイドライン」より抜粋し一部改変  
（一般社団法人日本小児歯科学会／平成 21(2009)年 6 月）

### 日常診療(チェアサイド)における観察と対応および支援

子ども虐待等の対応の最終目標が「子育て支援」であるとすれば、その支援者である私たち**歯科医師**が、母親への対応が不十分では支援者にはなれません。母親への固定観念としては、

- \* 母親というものは、子供を愛情豊かに養育できるはずのものである。
- \* 母親なのだから、子どもがかわいく思えないはずがない。
- \* 母親なのだから、(一人で)子育てができるはずである。
- \* 産んだのだから、育てるのが当たり前。(育てられないのならなぜ産んだのだ！)
- \* 子育てが大変なのは当たり前、母親なのだから耐えて頑張りなさい。
- \* 育てられないなどと甘えたことを言うな、それでも母親か！

などが常識であるという認識を言います。

以上のような認識を少しでも持っているなら、  
**先ずその観念から解き離れることから始めましょう。**

参考 2

資料：医療機関における児童虐待対応マニュアル（診療所編）

「診療所から始める親と子の支援のために」より抜粋

平成 26(2014)年度愛知県児童虐待防止医療ネットワーク事業  
 児童虐待対応医療機関連携推進会議・児童虐待対応医療機関連絡会編

P.21~23



## 診療所と病院・保健機関の連携による対応策・支援策

### 口腔衛生の不適切さの発見と対応

歯科診療においては、口腔衛生の不適切さから、**ネグレクトなどの親の養育の不適切さを発見**することができます。歯科診療所は、市町村（保健機関や要保護児童対策地域協議会「要対協」事務局）に情報提供することが望まれます。養育支援につなげる目的であれば、親の同意を得て、診療情報提供書（様式 12 の 2、様式 12 の 3、P.39~40）を用いて紹介することができます\*。

\*「要対協」や児童相談所に虐待通告をする場合には保険点数は算定できません（参考資料 4）。

幼児歯科健診や学校歯科健診もまた口腔衛生の不適切さに気づく契機となります。歯科医師は、保健機関スタッフや学校関係者に対して歯科医療的な専門家としての助言・指導をする責務を持っています。

歯科診療所から、「中核的な病院」等の病院へは、医療的な内容に関する診療情報提供書と、「医療ソーシャルワーク連絡票」を併用することで、紹介意図の共有に役立ちます。紹介の前に電話で、医療ソーシャルワーカーと相談することも有効です。

市町村への連絡に親の同意が得られない場合でも、医療機関が情報提供することは、基本的に守秘義務に係る規定違反とされないといわれています【P.10 参照】。また、医療的に緊急度が高いと判断され、病院への紹介に同意が得られない場合には、「中核的な病院」等の病院とも相談のうえ、児童相談所への通告を考慮すべきです。

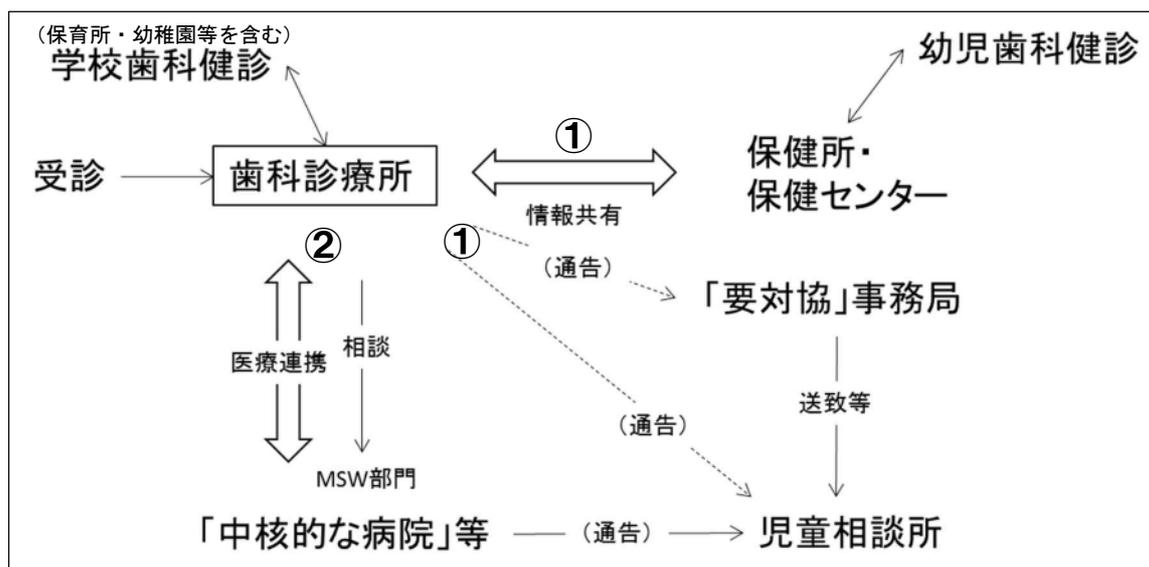


図. 歯科衛生の不適切の発見と対応

様式① 診療情報提供書

様式② 医療ソーシャルワーク連絡票

## ◆医療機関における児童虐待対応マニュアル（診療所編）P.3 関係部分抜粋

「要対協」に参加する医療機関が児童相談所や市町村に必要な範囲で情報提供することは、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはなりません。また、「要対協」に参加していない医療機関についても、「要対協」が医療機関に情報提供を依頼し、医療機関がこれに応ずることも規定違反にはなりません。さらに、「要対協」を活用できない場合であっても、児童の安全確保や児童虐待防止のため、要支援児童や特定妊婦について、医療機関が情報提供することは、基本的に守秘義務に係る規定違反とならないとされています。

「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」  
 （厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知、平成 24(2012)年 11 月 30 日）より抜粋転載



## 愛知県児童虐待防止医療ネットワーク事業について

虐待や虐待の兆候を発見しやすい立場にある医療機関の虐待対応力の一層の向上を図るため、医療機関が組織的に児童虐待に対応できる体制を整備・充実するとともに、医療機関相互に相談・連携できるネットワークを構築し、地域ネットワークとの有機的な連携により、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を推進することを目的とした事業です。令和元(2019)年現在、あいち小児保健医療総合センターを「拠点病院」として、県内に 14 か所の「中核的な病院」があります。

「拠点病院」の役割は、児童虐待専門コーディネーターを設置し、関係機関等との連絡調整のほか、人材育成、対応困難な被虐待児（疑いも含む、以下同じ。）児童の相談対応及び受入れなどを担います。

「中核的な病院」の役割は、受診した被虐待児を院内の児童虐待対応組織により児童相談所へ通告を行ったり、他の医療機関からの被虐待児の相談対応及び受入れなどを担います。

一般の診療所等に被虐待児が来院した場合、かかりつけ医が虐待を疑い児童相談所へ通告すると、保護者との信頼関係を保ちにくくなり、その後の支援を続けることが難しくなります。また、通告したことが噂で広まるといった風評被害の恐れもあります。そこで、「**中核的な病院**」等が間に入ることで、これらの懸念から**一般の診療所を守る**ことを目指しています。

口腔内の損傷などで医療的対応の緊急性が高いと判断した場合のほか、明らかなデンタルネグレクトや、口腔機能の問題を抱え偏った食生活によって身体発育不良が著しい場合は、**保護者の同意**を得た上で、「中核的な病院」等へ医療連携としてご紹介ください。（紹介先病院の医療ソーシャルワーカーと事前に電話で相談するとスムーズです。）

【病院名・連絡先・連携ツール・・・P.21～23 参照】

### 保護者の同意を得るための説明（例）

- むし歯が重症であるため、血液を通して全身に細菌感染が広がり、心臓の重大な病気になることもありますので、大きな病院での検査をおすすめします。
- むし歯がこれだけ多発する原因は、胃酸が逆流する病気で歯が酸で溶けているのかもしれないので、大きな病院での検査をおすすめします。
- うまく食べられない、飲み込めない原因は、食道や腸などの消化器官の病気が隠れていることもありますので、大きな病院での検査をおすすめします。

支援に確実に  
つなげるための  
手段です！





## 子ども虐待への対応に関する現状と課題

児童虐待の防止等に関する法律が平成 29(2017)年に改正され、歯科医師が児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待の早期発見に努めることが明文化されました。

これを機に、**愛知県歯科医師会**では、子どもの虐待問題に対する現状を把握することを目的とし、郡市区歯科医師会を対象に調査を行いました。

- 現行のマニュアルを活用している地区・・・12 地区
- 会員からの相談を受けたことがある地区・・・1 地区
- 会員が子どもの虐待に関して関係機関（行政担当課、児童相談所、学校、警察等）に相談した事例を把握している地区・・・1 地区
- 子どもの虐待に関して関係機関と連携がとれている地区・・・4 地区
- 要保護児童対策地域協議会をはじめとする行政主催の会議に参加している地区・・・8 地区
- 学校歯科医、園医をしている会員が歯科健診時に虐待を疑った場合の対応に関して、「う蝕が多発している、歯科治療を受けている痕跡がない、口腔内の清掃状態が著しく不良である場合はデンタルネグレクトを疑い、養護教諭・校長・園長に報告し、児童の家庭環境等に関して相談している」など、同様の意見が数多く寄せられました。
- 「1歳6か月児・3歳児健診時に虐待を疑った場合は担当者に伝えている」「虐待かどうかを判別するのは困難」「デンタルネグレクトを疑った時に、すぐに教育委員会・児童相談所・その他関連機関につながる一本化された連絡先があるとよい」等の意見がありました。

### 【まとめ】

保育園・学校歯科健診の場でデンタルネグレクトを疑った時に、学校等へ情報提供をすることは浸透してきているものの、歯科診療所からの情報提供の実態はほとんど掘りませんでした。歯科医師として、子どもの虐待問題に関して、どこまで、どのように関わればよいのかわからないといったことも一因と思われます。

**虐待かどうかを歯科医師が判定する必要はありません。**

**“不自然さ”を感じた時に、関係機関へ情報提供・相談をするだけでよいのです。**

歯科医師 1 人 1 人が、子どもの虐待に関して研鑽を積み、虐待のサインへの感度を上げること、また、歯科診療所で子育てに問題を抱えており支援が必要な親子に気づいた時に、早期に情報提供・相談できる体制づくりを進めていくことが必要であると感じます。各地区の事情に従い、実現可能な範囲内で一步一步進めていくことが必要です。

一般社団法人愛知県歯科医師会

## 第3章 子育て支援関係者の役割

### 1. 市町村保健センターの役割

市町村保健センターで実施している1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの乳幼児の歯科健診では、早期からむし歯を多発する、むし歯の本数に関わらず治療に行けていないなど、**保護者による適切な口腔衛生がなされていない子どもに気づく機会**となります。

むし歯は、不可逆的に進行する疾患であり、治療をしても生活習慣の改善がなければ、年齢が上がるとともに、さらに増加、悪化、再発を繰り返すことが懸念されています。歯科健診の現場では、早期からむし歯を多発する子どもの家庭環境や生活習慣などを把握した上で、保護者による適切な口腔衛生がなされていない背景を探るとともに、望ましい生活習慣の定着やフッ化物利用に関する助言、かかりつけ歯科医への受診の支援や治療の確認など、その親子の背景に合わせた対応が必要とされます。

また、口腔機能の発育・発達の遅れにより、偏った食事しか与えていない場合や、うまく食べられない・飲み込めないなどの不安を抱える場合は、育児負担による疲労やストレスから、ネグレクトや身体的虐待に発展することもあります。乳幼児の口腔機能の評価に応じた支援体制については、地域の関係者で情報共有し、充実させていく必要があります。

歯科治療に行けない・行かない背景や食事の問題は、保護者が子育てしにくいと感じ、困難な生活を続けている状態であると認識し、多職種・関係機関で連携した子育て支援のフォローアップを行うとともに、必要に応じて「要対協」事務局に情報提供・相談することが望まれます。

### 2. 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校等の役割

保育所や学校等の歯科健診では、**口腔衛生の不適切さに気づき、支援につなげるきっかけ**になります。

保育士や教職員が、日頃の園・学校生活の中で、むし歯の多発や要治療歯の放置（本数に関わらず）などの気になる状態や、口腔機能の発育・発達の遅れなどにより食事に関する問題を把握している場合は、健診時に歯科医師と相談します。その結果、歯科医師が「デンタルネグレクト」などに相当すると判断したケースは、各施設において親子の見守り支援を行うとともに、「要対協」事務局に情報提供・相談するなどの対応をします。

歯科医師から、歯科健診の所見として気になる状態について指摘があった場合も、同様に対応します。

また、集団生活の中で、子ども自身が口腔衛生の意識や生活習慣を持てるように、健康教育や保健指導、給食後の歯みがきの実施に努めていただき、子どもの生きる力を育むための支援を行います。

#### 子育て支援関係者の役割はこれ！

- **子育てに困難を感じている親子**を支援する
- 歯科医師と相談し、支援につなぐ
- 集団生活の中で子ども自身の生きる力を育む





## 子どもの歯と口の実態把握から

乳幼児期のむし歯は、順調に改善しています。その一方で、多発・重症のむし歯を持つ子どもが一定の割合で存在しており、健康格差が拡大し、ネグレクトがその背景にあるケースも考えられます。

そこで、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課では、多発むし歯のある3歳児の実態と、歯・口腔の健康問題により日常生活に支障をきたす園児の認識について探るための調査を行いました。

これらの分析結果を活用し、県の施策の検討のほか、保健所の広域・専門的機能を発揮しながら、市町村において、多職種・多機関で連携した子育て支援の充実に向けて引き続き取り組んでいただき、児童虐待予防と地域の連携体制の整備に努めていきます。

### 1. むし歯多発児に関する実態調査（3歳児）

平成29(2017)年度に3歳児健康診査を受診した「5本以上のむし歯を持つ者」465人について、市町村の協力を得て、むし歯多発の影響要因と考えられる生活や家庭環境の実態と、1歳6か月児健康診査以降の子育て支援の実施状況に関する振り返り調査を行いました。

調査時期は、令和元(2019)年7～9月、調査対象は41市町村です。  
主な調査結果は、以下のとおりです。

- 3歳で「5本以上のむし歯を持つ者」は、2.0%であり、市町村間で差がある。
- 3歳で「5本以上のむし歯を持つ者」は、1歳6か月時点で18.7%がむし歯を持っている。  
【参考】平成29(2017)年度1歳6か月児健康診査のむし歯有病者率は0.9%
- むし歯本数が多い者ほど、ひとり親家庭、外国籍家庭である割合が高い。
- 喫煙している母親・父親の割合は、3歳児健康診査受診者全体と比べて高い。

### 2. 歯・口腔の健康問題により日常生活に支障をきたす児に関する調査（園児）

県内の幼稚園・保育所・認定こども園において、歯・口腔の健康問題（※）によって、食事や会話などの日常生活に支障をきたしている状態の児に関する施設の認識について調べました。

※むし歯が10本以上ある、重度のむし歯（歯の根だけ残っているような）を治療しないで放置している、家で歯みがきを全くしていないなど

調査時期は、令和元(2019)年4～9月、調査対象は966施設です。（名古屋市・中核市を除く。）  
主な結果は、以下のとおりです。

- 日常生活に支障をきたしている児がいると回答した施設は32.0%であり、保育所ではその割合がやや高い。
- その児の家庭環境などで該当すると回答した項目では、最も多かったものは「保護者が歯の健康に関心が薄い」、次いで「ひとり親の家庭」、「外国籍の家庭（父母どちらかも含む）」、「兄弟が4人以上いる家庭」、「保護者が育児に関心が薄い」の順であった。

## 資料編

### 1. 年齢別 身長・体重の平均値

極端な発育不良（低身長・やせなど）や肥満は、虐待のサインのひとつです。  
子どもの年齢・月齢別の身長・体重の平均値を把握しておくといでしょう。

#### 乳幼児

男		身長 (cm)	体重 (kg)
出生時		49.0	3.0
0歳	1か月	53.5	4.1
	6か月	67.9	8.0
1歳	0か月	74.8	9.2
	6か月	80.6	10.3
2歳	0か月	86.7	11.9
	6か月	91.1	13.0
3歳	0か月	95.1	14.0
	6か月	98.6	14.9
4歳	0か月	101.8	15.8
	6か月	104.9	16.6
5歳	0か月	108.0	17.6
	6か月	111.3	18.6
6歳	0か月	114.9	19.9

女		身長 (cm)	体重 (kg)
出生時		48.5	2.9
0歳	1か月	52.7	3.9
	6か月	66.5	7.5
1歳	0か月	73.4	8.7
	6か月	79.2	9.7
2歳	0か月	85.3	11.3
	6か月	89.8	12.4
3歳	0か月	93.8	13.5
	6か月	97.4	14.6
4歳	0か月	100.8	15.5
	6か月	104.1	16.4
5歳	0か月	107.3	17.3
	6か月	110.6	18.3
6歳	0か月	114.0	19.3

資料：平成 22(2010)年度乳幼児身体発育調査（厚生労働省）

#### 小学生、中学生、高校生

男		身長 (cm)	体重 (kg)
6歳	小学校 1年	116.5	21.4
7歳	2年	122.5	24.1
8歳	3年	128.1	27.2
9歳	4年	133.7	30.7
10歳	5年	138.8	34.1
11歳	6年	145.2	38.4
12歳	中学校 1年	152.7	44.0
13歳	2年	159.8	48.8
14歳	3年	165.3	54.0
15歳	高校 1年	168.4	58.6
16歳	2年	169.9	60.6
17歳	3年	170.6	62.4

女		身長 (cm)	体重 (kg)
6歳	小学校 1年	115.6	20.9
7歳	2年	121.5	23.5
8歳	3年	127.3	26.4
9歳	4年	133.4	30.0
10歳	5年	140.1	34.1
11歳	6年	146.8	39.1
12歳	中学校 1年	151.9	43.7
13歳	2年	154.9	47.2
14歳	3年	156.6	49.9
15歳	高校 1年	157.1	51.6
16歳	2年	157.6	52.5
17歳	3年	157.8	52.9

資料：平成 30(2018)年度学校保健統計調査（文部科学省）

## 2. 地域の窓口

### (1) 市町村の保健センター／子育て世代包括支援センター 令和2(2020)年2月現在

**保健センター**は、地域の身近な保健サービスの拠点として、妊娠期や周産期の支援、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健診、家庭訪問、電話相談などの母子保健事業を通じて子育て支援を行っています。支援の継続が必要と判断された家庭には、関係機関と連携して支援を行います。

**子育て世代包括支援センター**は、平成29(2017)年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、母子保健法第22条の改正が行われ、市町村が設置するよう努めなければならないと新たに規定されました。令和2(2020)年度末までに全市町村における設置をめざし、保健師や保育士等の専任職員により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。

(注) 電話番号\*：市町村役場等の代表番号

#### 尾張西部

市町村名	保 健 セ ン タ ー			子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
一宮市	中保健センター	健康づくり課	0586-72-1121	保健センター内	
	西保健センター		0586-63-4833		
	北保健センター		0586-86-1611		
稲沢市	保健センター	健康推進課	0587-21-2300	保健センター内	
清須市	保健センター	健康推進課	052-400-2911*	市役所北館2階	052-400-2911*
北名古屋市	保健センター	健康課	0568-23-4000	保健センター内	
豊山町	保健センター	保険課	0568-28-3150	保健センター内	

#### 尾張北部

市町村名	保 健 セ ン タ ー			子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
春日井市		子ども政策課	0568-85-6170	子ども政策課	
小牧市	保健センター		0568-75-6471	ラピオ3階	0568-71-8611
犬山市	保健センター	健康推進課	0568-61-1176	保健センター内	
江南市	保健センター	健康づくり課	0587-56-4111	保健センター内 (2020年6月開設予定)	
岩倉市	保健センター	健康課	0587-37-3511	保健センター内	
大口町	保健センター	健康生きがい課	0587-94-0051	保健センター内	
扶桑町	保健センター	介護健康課	0587-93-8300	保健センター内 (2020年4月開設予定)	

#### 尾張東部

市町村名	保 健 セ ン タ ー			子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
瀬戸市	保健センター	健康課	0561-85-5511	保健センター内	
尾張旭市	保健福祉センター	健康課	0561-55-6800	保健福祉センター内	
豊明市		子育て支援課	0562-85-3950		
日進市	保健センター	健康課	0561-72-0770	保健センター内	
長久手市	保健センター	健康推進課	0561-63-3300	保健センター内	
東郷町	健康づくりセンター	健康推進課	0561-37-5813	保健センター内	

## 海部

市町村名	保 健 セ ン タ ー			子育て世代包括支援センター	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
津島市	保健センター	健康推進課	0567-23-1551	保健センター内	
愛西市	佐屋保健センター	健康推進課	0567-28-5833	保健センター内	0567-55-7131
				児童福祉課	
弥富市	保健センター	健康推進課	0567-65-1111	保健センター内 (2020年7月開設予定)	
あま市	碓目寺保健センター	健康推進課	052-443-0005	保健センター内	
	七宝保健センター		052-441-5665		
	美和保健センター		052-443-3838		
大治町	保健センター		052-444-2714	保健センター内	
蟹江町	保健センター	健康推進課	0567-96-5711	保健センター内	
飛島村	保健センター	保健環境課	0567-52-1001		

## 知多半島

市町村名	保 健 セ ン タ ー			子育て世代包括支援センター	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
半田市	保健センター		0569-84-0646	子育て支援課	0569-84-0657
阿久比町	保健センター	健康介護課	0569-48-1111	保健センター内	
東浦町	保健センター	健康課	0562-83-9677	総合子育て支援センター	0562-83-8851
南知多町	保健センター	保健介護課	0569-65-0711*	保健センター内 (2020年4月開設予定)	
				福祉課	0569-65-0711*
美浜町	保健センター	健康・子育て課	0569-82-1111*		
武豊町	保健センター	健康課	0569-72-2500		
常滑市	保健センター	健康推進課	0569-34-7000	保健センター内	
東海市	保健福祉センター	健康推進課	052-689-1600	保健福祉センター内	052-689-1646
大府市	保健センター	健康増進課	0562-47-8000	保健センター内	0562-57-0219
知多市	保健センター	健康推進課	0562-54-1300	保健センター内	

## 西三河

市町村名	保 健 セ ン タ ー			子育て世代包括支援センター	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
碧南市	保健センター	健康課	0566-48-3751	保健センター内	
刈谷市	保健センター	子育て支援課	0566-23-8877	保健センター内	
安城市	保健センター	健康推進課	0566-76-1133	保健センター内	
知立市	保健センター	健康増進課	0566-82-8211	保健センター内	
高浜市	いきいき広場	健康推進グループ	0566-52-9871	保健センター内	
みよし市	保健センター	健康推進課	0561-34-5311	保健センター内	
西尾市	保健センター	健康課	0563-57-0661	保健センター内	
幸田町	保健センター	健康課	0564-62-8158	保健センター内	

## 東三河

市町村名	保 健 セ ン タ ー			子育て世代包括支援センター	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
新城市	新城保健センター	健康課	0536-23-8551	子ども未来課	0536-23-7622
設楽町	したら保健福祉センター		0536-62-0901	町民課	0536-62-0519
東栄町		住民福祉課	0536-76-0503	子育て支援センター内 (2020年10月開設予定) 0536-79-3580	
豊根村	保健センター	住民課	0536-85-5055		
豊川市	保健センター		0533-95-4652	保健センター内	
蒲郡市	保健センター	健康推進課	0533-67-1151	保健センター内	0533-56-2305
田原市	田原福祉センター	健康課	0531-23-3515	親子交流館	0531-23-1510
	あつみライフランド		0531-33-0386		

## 名古屋市

区名	保 健 セ ン タ ー			子育て世代包括支援センター (子育て総合相談窓口)	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
千種区	千種保健センター	保健予防課	052-753-1984	保健センター内	052-757-7033
東区	東保健センター	保健予防課	052-934-1219	保健センター内	052-979-3588
北区	北保健センター	保健予防課	052-917-6554	保健センター内	052-910-6815
西区	西保健センター	保健予防課	052-523-4619	保健センター内	052-529-7105
中村区	中村保健センター	保健予防課	052-481-2218	保健センター内	052-486-6388
中区	中保健センター	保健予防課	052-265-2263	保健センター内	052-269-7155
昭和区	昭和保健センター	保健予防課	052-735-3961	保健センター内	052-745-6030
瑞穂区	瑞穂保健センター	保健予防課	052-837-3271	保健センター内	052-837-3285
熱田区	熱田保健センター	保健予防課	052-683-9684	保健センター内	052-679-3086
中川区	中川保健センター	保健予防課	052-363-4465	保健センター内	052-364-0065
港区	港保健センター	保健予防課	052-651-6539	保健センター内	052-655-8745
南区	南保健センター	保健予防課	052-614-2813	保健センター内	052-619-7086
守山区	守山保健センター	保健予防課	052-796-4625	保健センター内	052-797-5220
緑区	緑保健センター	保健予防課	052-891-3628	保健センター内	052-899-6518
名東区	名東保健センター	保健予防課	052-778-3115	保健センター内	052-769-6288
天白区	天白保健センター	保健予防課	052-807-3913	保健センター内	052-847-5981

## 中核市

市名	保健所・保健センター			子育て世代包括支援センター	
	施設名称	母子保健担当課	電話番号	設置場所	電話番号
豊橋市	ほいつぶ	こども保健課	0532-39-9188		
岡崎市	げんき館	健康増進課	0564-23-6069	保健所内	
豊田市	保健センター	子ども家庭課	0565-34-6636	子ども家庭課	

## (2) 市町村の要保護児童対策地域協議会（要対協）事務局 令和2(2020)年2月現在

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、市町村が設置・運営する組織です。児童福祉や子育て支援を担当する課・室等が事務局を所管しています。

愛知県では、すべての市町村に、虐待を受けた児童などに対する体制強化を図るため、関係機関が連携し児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を設置しています。名古屋市では、各区の「こどもサポート区連絡会議」がこれにあたります。

### 尾張西部

市町村名	事務局	電話番号
一宮市	こども家庭相談室	0586-28-9141
稲沢市	子育て支援課	0587-32-1299
清須市	子育て支援課	052-400-2911*
北名古屋市	家庭支援課	0568-22-1111*
豊山町	福祉課	0568-28-0936

(注) 電話番号\*：市町村役場等の代表番号

### 尾張北部

市町村名	事務局	電話番号
春日井市	子ども政策課	0568-85-6229
小牧市	こども政策課	0568-71-8613
犬山市	子ども未来課	0568-44-0322
江南市	こども政策課	0587-54-1111*
岩倉市	福祉課	0587-38-5830
大口町	福祉こども課	0587-94-1222
扶桑町	福祉児童課	0587-93-1111*

### 尾張東部

市町村名	事務局	電話番号
瀬戸市	こども未来課	0561-82-1990
尾張旭市	子育て支援室	0561-53-6101
豊明市	子育て支援課	0562-91-0008
日進市	子育て支援課	0561-73-1402
長久手市	子ども家庭課	0561-56-0633
東郷町	子育て応援課	0561-56-0736

### 海部

市町村名	事務局	電話番号
津島市	家庭児童相談室	0567-24-0350
愛西市	児童福祉課	0567-26-8111*
弥富市	児童課	0567-65-1111*
あま市	子育て支援課	052-444-3173
大治町	子育て支援課	052-444-2711*
蟹江町	子ども課	0567-95-1111*
飛島村	福祉課	0567-52-1001

### 知多半島

市町村名	事務局	電話番号
半田市	子育て支援課	0569-84-0657
阿久比町	子育て支援課	0569-48-1111*
東浦町	児童課	0562-83-3111*
南知多町	福祉課	0569-65-0711*
美浜町	健康・子育て課	0569-82-1111*
武豊町	子育て支援課	0569-72-1111*
常滑市	こども課	0569-47-6113
東海市	女性・子ども課	052-603-2211
大府市	家庭児童相談室	0562-46-2143
知多市	子ども若者支援課	0562-36-2657

### 西三河

市町村名	事務局	電話番号
碧南市	こども課	0566-95-9886
刈谷市	子育て推進課	0566-62-1061
安城市	子育て支援課	0566-71-2229
高浜市	福祉まるごと相談グループ	0566-52-9610
知立市	家庭児童相談室	0566-95-0162
みよし市	子育て支援課	0561-32-8034
西尾市	家庭児童支援課	0563-56-3113
幸田町	こども課	0564-63-5116

### 東三河

市町村名	事務局	電話番号
新城市	こども未来課	0536-23-7622
設楽町	町民課	0536-62-0519
東栄町	住民福祉課	0536-76-0503
豊根村	住民課	0536-85-5055
豊川市	子育て支援課	0533-89-2160
蒲郡市	家庭児童相談室	0533-66-1213
田原市	子育て支援課	0531-23-3513

## 名古屋市

区名	事務局	電話番号
千種区	民生子ども課	052-753-1873
東区	民生子ども課	052-934-1192
北区	民生子ども課	052-917-6515
西区	民生子ども課	052-523-4567
中村区	民生子ども課	052-453-5403
中区	民生子ども課	052-265-2332
昭和区	民生子ども課	052-735-3892
瑞穂区	民生子ども課	052-852-9392
熱田区	民生子ども課	052-683-9903
中川区	民生子ども課	052-363-4413
港区	民生子ども課	052-654-9713
南区	民生子ども課	052-823-9372
守山区	民生子ども課	052-796-4592
緑区	民生子ども課	052-625-3961
名東区	民生子ども課	052-778-3044
天白区	民生子ども課	052-807-3891

## 中核市

市名	事務局	電話番号
豊橋市	こども若者総合 相談支援センター	0532-51-2327
岡崎市	家庭児童課	0564-23-6745
豊田市	子ども家庭課	0565-34-6636

### (3) 県の保健所 ※名古屋市・中核市の連絡先は(1)に記載

地域保健の専門的・広域的な拠点として、管轄市町村と協力し重層的に保健活動を行っています。

名古屋市は、平成30(2018)年度の組織改正により、市役所（健康福祉局）に保健所を設置し、各区は保健所支所となり、各区支所の名称は「保健センター」としています。

中核市の保健所は、保健センター機能を併せ持っています。

施設名称	担当課	電話番号	管轄市町村
一宮保健所	健康支援課	0586-72-0321	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	健康支援課	0561-82-2157	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
春日井保健所	健康支援課	0568-31-2133	春日井市、小牧市
江南保健所	健康支援課	0587-56-2157	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	健康支援課	052-401-2100	清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	健康支援課	0567-26-4137	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	健康支援課	0569-21-3354	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	健康支援課	0562-32-6211	常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	健康支援課	0566-21-9338	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	健康支援課	0563-56-5241	西尾市、幸田町
新城保健所	健康支援課	0536-22-2203	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	健康支援課	0533-86-3189	豊川市、蒲郡市、田原市

## (4) 県の児童相談センター／名古屋市の児童相談所

児童虐待の中核的な役割を担い、児童虐待に関する相談、通告に基づき調査を行い対応しています。

愛知県内には、県立 10 か所（中核市を含めた市町村を管轄）、名古屋市立 3 か所があり、子どもの住所地によって管轄が決まっています。

児童相談所では、調査の結果、必要があれば子どもの一時保護を行うことがあります。また、病院等に対してその一時保護の委託を行うことがあります。

### 愛知県

施設名称	電話番号	管轄市町村（中核市を含む）
中央児童・障害者相談センター	052-961-7250	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町
海部児童・障害者相談センター	0567-25-8118	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多児童・障害者相談センター	0569-22-3939	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河児童・障害者相談センター	0564-27-2779	岡崎市、西尾市、幸田町
豊田加茂児童・障害者相談センター	0565-33-2211	豊田市、みよし市
新城設楽児童・障害者相談センター	0536-23-7366	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河児童・障害者相談センター	0532-54-6465	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
一宮児童相談センター	0586-45-1558	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
春日井児童相談センター	0568-88-7501	春日井市、小牧市
刈谷児童相談センター	0566-22-7111	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

### 名古屋市

施設名称	電話番号	管轄区
中央児童相談所	052-757-6111	千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区、名東区
西部児童相談所	052-365-3231	西区、中村区、熱田区、中川区、港区
東部児童相談所	052-899-4630	瑞穂区、南区、緑区、天白区

### ■ 児童相談所虐待対応ダイヤル（無料）

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話が転送されます。



## (5) 児童虐待防止医療ネットワーク事業における連携医療機関

令和 2(2020)年 2月現在

### ■ 拠点病院

平成 25(2013)年度から愛知県があいち小児保健医療総合センターに委託し、医療機関における組織的な児童虐待対応体制の整備・充実やネットワークの構築に向けた検討などの基盤整備を行っています。

児童虐待専門コーディネーターを配置し、他の医療機関で対応困難な被虐待児（疑いも含む）に関する診療所や病院からの相談への対応や、紹介患者の受け入れなどの個別ケースに対応するとともに、保健医療関係者の虐待に関する知識及び対応力の向上のための研修会を実施しています。

施設名称	担当部署	電話番号
あいち小児保健医療総合センター	こども家庭医療支援室	0562-43-0500

### ■ 中核的な病院

児童虐待ケースに対して、院内児童虐待対応組織を整備し、組織的に対応している病院です。被虐待児（疑いも含む）が受診した場合、院内組織による通告や処遇に関係機関と連携して協力しています。

また、診療所など近隣の医療機関からの被虐待児（疑いも含む）に関する相談への対応や、紹介患者の受け入れなどの個別ケースに対応しています。

医療圏	施設名称	担当部署	電話番号
名古屋	名古屋第一赤十字病院	医療社会事業課	052-481-5111
	名古屋第二赤十字病院	医療社会事業課	052-832-1121
	名古屋掖済会病院	医療相談室	052-652-7711
	中京病院	地域医療連携相談室	052-691-7151
	大同病院	医療相談室	052-611-6261
尾張東部	公立陶生病院	医療ソーシャルワーク室	0561-82-5101
尾張西部	一宮市立市民病院	地域医療連携室、医療福祉相談室	0586-71-1911
海部	海南病院	総合相談センター	0567-65-2511
尾張北部	江南厚生病院	医療福祉相談室	0587-51-3310
西三河南部西	刈谷豊田総合病院	総合相談室	0566-25-2810
	安城更生病院	医療福祉相談課	0566-75-2111
西三河南部東	岡崎市民病院	地域医療連携室地域連携係	0564-66-7411
西三河北部	トヨタ記念病院	医療社会福祉グループ	0565-24-7169
東三河南部	豊橋市民病院	患者総合支援センター	0532-33-6111

詳しくは、「医療機関における児童虐待対応マニュアル（診療所編）」下記ページをご覧ください。

P.26～34 第2章 診療所と「中核的な病院」等の病院との連携

P.35～34 第3章 「中核的な病院」等の病院の役割

[https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/CA\\_manual\\_clinic.pdf](https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/CA_manual_clinic.pdf)

全文ダウンロード可（ユーザー名：achemec パスワード：achemec）

■連携ツール（様式）

※コピーしてお使いください。

様式① 診療情報提供書（ 歯科診療所 → 市町村の窓口、児童相談センター等 ）

（別紙様式12の2）

情報提供先市町村

市町村長 殿  
紹介元医療機関の所在地及び名称

年 月 日

電話番号  
医師名

印

患児の氏名	男・女		年 月 日生
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名		
病状 既往症 治療状況等			
父母の氏名	父: ( )歳 職業( )	母: ( )歳 職業( )	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)		
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)		
入退院日	入院日: 年 月 日	退院(予定)日: 年 月 日	
出生時の状況	出生場所: 当院・他院 ( ) 在胎:( )週 単胎・多胎 ( )子中( )子 体重:( )g 身長:( )cm 出生時の特記事項: 無・有( ) 妊娠中の異常の有無: 無・有( ) 妊婦健診の受診有無: 無・有( 回: )	家族構成	育児への支援者: 無・有( )
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください			
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他( )	
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴 ・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする ・その他( )	
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他( )	
養育者の状況	健康状態等	・疾患( )・障害( ) ・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他( )	
	こどもへの思い・態度	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他( )	
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他( )	
	同胞の状況	・同胞に疾患( )・同胞に障害( )	
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他( )	
情報提供の目的とその理由			

\*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

様式② 医療ソーシャルワーク連絡票（ 歯科診療所 → 「中核的な病院」等 ）

医療ソーシャルワーク 連絡票

診療所 → 病院 下記の状況について診療情報提供書の参考資料として連絡します。

\_\_\_\_\_ 病院  
 医療ソーシャルワーク担当部署 御中 連絡日： 年 月 日

診療所名：  
 電話：( ) ( ) ( ) ファクス：( ) ( ) ( )  
 連絡担当者名：( ) 担当者の職種：医師・看護師・その他 ( )  
 電話対応可能時間： 時～ 時

患者氏名：\_\_\_\_\_ ( )歳 ( )か月 (男児・女児)

医療ソーシャルワーク上の情報

- ・親や家庭の状況
- ・子どもの状況
- ・親子のかかわり方

- 上記の内容についても家族に伝えてあります。
- 上記の内容は、家族に伝えてありません。法に基づく通告の参考意見として記しました。

＜診療所確認事項＞

- 連絡票は病院への診療情報提供書とともに送付してください。
- 連絡票のみでは、診療情報提供料は算定できません。
- 連絡担当者名を記入してください。
- 状況確認のため、必要時に病院から電話連絡させていただく可能性があります。

病院 → 診療所 ご連絡ありがとうございました。下記の職員が担当いたします。

病院担当者 所属名：( ) 担当者名：( )  
 連絡先  
 電話：( ) ( ) ( ) ファクス：( ) ( ) ( )

＜病院確認事項＞

- 担当医だけでなく、医療ソーシャルワーク部署に連絡票を届けてください。
- 患者受診後、担当者名などを記入し速やかに診療所に返送してください。

### 3. 関係法令・条例（抜粋）

#### (1) 児童福祉法（昭和22(1947)年12月12日公布 法律第164号）

令和元(2019)年6月26日改正

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならない。

一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

## (2) 児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12(2000)年 5 月 24 日公布 法律第 82 号)

令和元(2019)年 6 月 26 日改正

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えらるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合には、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境

を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして同法の規定を適用する。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23(2011)年 6 月 24 日公布 法律第 79 号)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。

- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### **(4) 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律**（平成30(2018)年12月14日公布 法律第104号）

第一条 この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

第二条 この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいう。

- 2 この法律において「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいう。

第三条 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならない。

- 2 成育医療等の提供に関する施策は、我が国における急速な少子化の進展、成育医療等を取り巻く環境の変化等に即応するとともに、多様化し、かつ、高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならない。
- 3 成育医療等の提供に関する施策は、成育医療等の特性に配慮しつつ、成育過程にある者等がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供を受けることができるように推進されなければならない。
- 4 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変容している現状に鑑み、成育過程にある者等に対し成育医療等及びこれに関する情報が適切に提供され、社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを産み、育てることができる環境が整備されるように推進されなければならない。

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総

合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 父母その他の保護者は、その保護する子どもがその成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるように配慮するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、保護者に対し、前項の責務が果たされるように必要な支援を行うものとする。

第七条 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めるとともに、成育医療等を必要とする者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な成育医療等を提供するよう努めなければならない。

2 成育医療等又はこれに関連する職務に従事する者（前項の医療関係者を除く。）並びにこれらに関する関係機関及び関係団体は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めなければならない。

第八条 国、地方公共団体及び医療関係者等は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十三条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦の健康の保持及び増進を図り、あわせて成育過程にある者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診査又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (5) 愛知県子どもを虐待から守る条例（平成26(2014)年4月1日施行 条例第47号）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

3 子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて行われなければならない。

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、虐待の予防に努めるものとする。

第九条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、児童相談センター及び児童・障害者相談センター（以下「児童相談センター等」という。）、福祉事務所（県の設置するものに限る。以下同じ。）、県警察本部（警察署を含む。以下同じ。）、市町村並びに関係機関等の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等及び地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

第十四条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者にとって通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家庭その他の者にとって相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

第十八条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、児童相談センター等、福祉事務所、県警察本部その他の県の関係機関相互間並びに市町村及び関係機関等との間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

## 4. 参考文献・関連ホームページ等

- 児童虐待に関する法令・指針等一覧（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/hourei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html)
- 乳幼児身体発育調査（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/73-22.html>
- 児童相談所全国共通ダイヤルについて（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/index.html>
- 学校保健統計調査（文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/1268826.htm)
- 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省／令和元(2019)年5月）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)
- 子ども虐待防止対応ガイドライン（一般社団法人日本小児歯科学会／平成21(2009)年6月）  
<http://www.jspd.or.jp/contents/main/proposal/index02.html>
- 医療機関における児童虐待対応マニュアル（診療所編）「診療所から始める親と子の支援のために」  
[https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/CA\\_manual\\_clinic.pdf](https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/CA_manual_clinic.pdf)  
全文ダウンロード可（ユーザー名：achemec パスワード：achemec）
- 平成31(2019)年度版 保健機関から医療機関へのPR－妊娠中から乳児期の母子保健活動－  
（あいち小児保健医療総合センター保健室）  
<https://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pr.html>
- 愛知子ども調査報告書（愛知県健康福祉部地域福祉課／平成30(2018)年3月）  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikifukushi/28kodomochoosa.html>

## 5. 構成員名簿

## 愛知県健康づくり推進協議会 歯科口腔保健対策部会

氏名	就任年度		所属・職名
	18	19	
浅田 美江	○	○	公益社団法人愛知県看護協会教育センター認定看護師教育再構築準備室長
池井 真守		○	全国健康保険協会愛知支部企画総務部長
市江 美津昭	○	○	公益社団法人愛知県栄養士会常務理事
小川 直孝	○		一般社団法人愛知県歯科医師会常務理事
加藤 篤	○	○	愛知県医療療育総合センター中央病院歯科医長
○嶋崎 義浩	○	○	愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座教授
杉本 太造	○	○	愛知学院大学歯学部在宅歯科医療学寄附講座特任准教授
田那村 収	○	○	公益社団法人愛知県医師会理事
永田 光映	○	○	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課歯科医師
片岡 好美	○	○	小・中学校養護教諭代表者(愛知県教育委員会保健体育課指導主事)
深沢 英二	○		全国健康保険協会愛知支部企画総務部長
政木 麻衣		○	市町村歯科衛生士代表者(尾張旭市保健センター)
水草 あゆみ	○	○	公益社団法人愛知県歯科衛生士会副会長
丸山 晋二	○	○	保健所長会代表者(愛知県衣浦東部保健所所長)
山下 昌子	○		市町村歯科衛生士代表者(安城市保健センター)
渡邊 俊之		○	一般社団法人愛知県歯科医師会常務理事

## 同部会ワーキンググループ(マニュアル編集委員)

氏名	就任年度		所属・職名
	18	19	
秋津 佐智恵	○	○	あいち小児保健医療総合センター主査
大口 ひとみ		○	保健所健康支援課長会代表者(愛知県津島保健所)
片岡 好美	○	○	小・中学校養護教諭代表者(愛知県教育委員会保健体育課指導主事)
紀藤 政司	○	○	一般社団法人愛知県歯科医師会理事
小島 亜矢	○		東浦町健康福祉部健康課課長補佐兼健康係長
佐藤 かおり	○		名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課母子保健係長
○嶋崎 義浩	○	○	愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座教授
杉本 里美		○	津島市健康福祉部健康推進課母子保健グループ保健師
長沼 裕子		○	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課母子保健係長
福田 理	○	○	愛知学院大学歯学部小児歯科学講座主任教授
前田 清	○	○	中央児童・障害者相談センター長
政木 麻衣		○	市町村歯科衛生士代表者(尾張旭市保健福祉センター)
水草 あゆみ	○	○	公益社団法人愛知県歯科衛生士会副会長
水野 貴美子	○		保健所健康支援課長会代表者(愛知県春日井保健所)
百瀬 貴子		○	愛知県福祉局児童家庭課課長補佐
山崎 嘉久	○	○	あいち小児保健医療総合センター副センター長
山下 昌子	○		市町村歯科衛生士代表者(安城市保健センター)
萬屋 育子	○	○	認定NPO法人CAPNA理事長

(就任年度 18:平成30(2018)年度、19:令和元(2019)年度) 敬称略、五十音順、○は部会長

**歯科医療、歯科保健にかかわる人のための  
子どもの虐待対応マニュアル  
追補版**

**令和2(2020)年3月**

愛知県保健医療局 健康医務部 健康対策課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話 (052) 954-6271

FAX (052) 954-6917

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kenkotaisaku/>